

障害保健福祉サービス事業者等に係る各種届出等について

1	指定内容に係る変更届	1
2	給付費等に係る届出書	5
3	廃止・休止・再開に係る届出書	8
4	指定の更新	8
5	障害福祉サービス等により事故が発生した場合の京都市への報告	9
6	各種届出の提出先	14
7	各種届出書等の様式	14
8	業務管理体制の整備の届出	15
9	障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者等の指定基準等を定める条例	17
	○ホームページ案内	19

1 指定内容に係る変更届

(1) 提出期限等

指定事業者は、その指定に係る内容について変更が生じた場合は、原則として変更日から10日以内（10日目が閉庁日の場合はその直後の開庁日）に、「変更届出書（第2号様式）」及び必要な添付書類を提出しなければなりません。

※ 必要な添付書類については、3ページの「変更届が必要な事項及び添付書類」を確認してください。

※ 10日を過ぎて提出される場合は、「遅延理由書兼誓約書」を添付してください。

(2) 軽微な変更に係る特例的な取扱い

従業員の交代に伴う運営規程（従業者の職種、員数及び職務の内容）の変更については、その都度ではなく、年1回、4月1日時点で前年と比較して、従業者の員数の記載が変更となる場合に、4月10日までに届け出ることとします。

なお、従業者の員数の記載については、「〇〇人」という記載以外に、「〇〇人以上」という記載でも差し支えありません。この記載の場合、従業者の員数に変更があっても、運営規程の人員を満たし、かつ、人員基準を満たしていれば、変更届の提出は不要です。

(3) 事前相談が必要な場合

ア 事前相談が必要な変更事項

- 事業所・施設の移転
- 従たる事業所の設置
- 利用定員の変更（増員及び減員）
- 共同生活援助の種類（介護サービス包括型、日中サービス支援型又は外部サービス利用型）の変更、共同生活住居の追加
- 短期入所の種類（併設型又は空床型）の変更
- 障害者支援施設のサービスの変更

※ 面積要件がある事業（生活介護、短期入所、宿泊型自立訓練、共同生活援助、障害者支援施設）の事業所の移転、従たる事業所の設置及び利用定員の変更を行う場合は、変更日の3か月前までに事前相談をしてください。

イ 変更届の提出期限

(ア) 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、特定・一般相談支援の事業所の移転並びに短期入所の種類（併設型又は空床型）の変更

変更日から10日以内

(イ) (ア)以外の変更

変更日の1箇月前

ウ 変更指定申請が必要な場合

以下の変更事項については、変更届ではなく、「変更指定申請書（第1－3号様式）」の提出が必要となります。変更日の1箇月前までに提出してください。

- 定員の増（生活介護、就労継続支援A型、就労継続支援B型）
- 障害者支援施設のサービスの変更

※ 添付書類については、2ページの「変更指定申請に必要な書類」を参照してください。

エ 留意事項

- 十分な時間的余裕をもって事前相談をしてください。
- 事前相談は予約制になっていますので、必ず事前に電話で予約をお願いします。また事前相談には、サービス種別ごとに作成した事前相談票を持参してください。
- 面積要件のある事業（生活介護、短期入所、宿泊型自立訓練、共同生活援助、障害者支援施設）の事業所の移転及び利用定員の変更については、事前に現地確認を行い、要件を満たしていることを確認したうえで、変更届を受理します。
- 例年、4月については、基本報酬等給付の算定変更に伴う業務を優先するため、面積要件がある事業（生活介護、短期入所、宿泊型自立訓練、共同生活援助、障害者支援施設）の事業所の移転、従たる事業所の設置及び利用定員の変更については、原則として、4月2日から5月31日付けでの変更を受けることができません。

(4) 電話番号及びファックス番号の変更

事業所の電話番号及びファックス番号が変更となった場合は、速やかに「電話・ファックス番号変更届」を提出してください。

変更指定申請に必要な書類

① 生活介護、就労継続支援A型、就労継続支援B型に係る定員の増を行う場合

- ・変更指定申請書（第1－3号様式）
- ・付表
- ・従業者等の勤務体制及び勤務形態一覧表（別紙2）
- ・建物の構造概要及び平面図（参考様式1）
- ・事業所の内部及び外観の写真
- ・運営規程
- ・誓約書（参考様式8）
- ・役員名簿（参考様式9）
- ・介護給付費等算定に係る体制届出書等（様式第5号、別紙1、2、その他届出に必要な資料）

② 障害者支援施設のサービスの変更

- ・変更指定申請書（第1－3号様式）
- ・付表
- ・従業者等の勤務体制及び勤務形態一覧表（別紙2）
- ・建物の構造概要及び平面図（参考様式1）
- ・事業所の内部及び外観の写真
- ・運営規程
- ・指定障害福祉サービスの主たる対象者を特定する理由（*該当する場合のみ）
- ・誓約書（参考様式8）
- ・役員名簿（参考様式9）
- ・介護給付費等算定に係る体制届出書等（様式第5号、別紙1、2、その他届出に必要な資料）

**変更届が必要な事項及び添付書類
(障害福祉サービス事業、障害者支援施設、相談支援事業)**

変更事項		添付書類
①事業所(施設)の名称		運営規程
②事業所(施設)の所在地【事前相談が必要】		運営規程、事業所の平面図(参考様式1)、事業所の内部及び外観の写真
③申請者(設置者)の名称		登記簿謄本 ^注
④申請者(設置者)の主たる事務所の所在地		
⑤申請者(設置者)の代表者及び役員の氏名、生年月日、職名及び住所		登記簿謄本 ^注 (代表者変更の場合のみ)、誓約書(参考様式8、8-1、8-2のうち該当するもの)、役員等名簿(参考様式9)
⑥登記事項証明書又は条例等(当該指定事業に関するものに限る。)		登記簿謄本 ^注
⑦事業所(施設)の建物の構造概要及び平面図並びに設備の概要		事業所平面図(参考様式1)、事業所の内部及び外観の写真
⑧管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴		経歴書(参考様式3)、勤務体制一覧表(別紙2)、誓約書(参考様式8、8-1、8-2のうち該当するもの)、役員等名簿(参考様式9)
⑨サービス提供責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴		経歴書(参考様式3)、資格証等写し、実務経験証明書※(参考様式4)、勤務体制一覧表(別紙2) ※実務経験証明書は、必要なサービスのみ
⑩サービス管理責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴		
⑪主たる対象者		運営規程、主たる対象者を特定する理由等(参考様式7)
⑫運営規程	従業者の職種、員数及び職務の内容	勤務体制一覧表(別紙2)、資格証等写し※、実務経験証明書※、運営規程 ※資格証等写し、実務経験証明書は、必要なサービスのみ
	利用定員【事前相談が必要】	指定に係る記載事項(付表)、勤務体制一覧表(別紙2)、運営規程
	共同生活援助の種類【事前相談が必要】	勤務体制一覧表(別紙2)、生活支援員の必要数の算出根拠(介護サービス包括型及び日中サービス支援型の場合のみ)、受託居宅サービス事業者及び事業所の名称及び所在地(参考様式10)(外部サービス利用型の場合のみ)、運営規程
	共同生活援助の共同生活住居の追加【事前相談が必要】	共同生活援助事業所の指定に係る記載事項(付表7、7-1のうち該当するもの)、共同生活住居の平面図(参考様式1)、共同生活住居の内部及び外観の写真、勤務体制一覧表(別紙2)、生活支援員の必要数の算出根拠(介護サービス包括型及び日中サービス支援型の場合のみ)、受託居宅サービス事業者及び事業所の名称及び所在地(参考様式10)(外部サービス利用型の場合のみ)、運営規程
	従たる事業所の設置【事前相談が必要】	指定に係る記載事項(付表)、事業所平面図(参考様式1)、事業所の内部及び外観の写真、勤務体制一覧表(別紙2)、資格証等写し※、実務経験証明書※、運営規程 ※資格証等写し、実務経験証明書は、必要なサービスのみ
	その他の事項	運営規程
⑬短期入所事業所の種別(併設型・空床型の別)【事前相談が必要】		短期入所事業所の指定に係る記載事項(付表5)
⑭併設型における利用定員数又は空床型における当該施設の入所定員		短期入所事業所の指定に係る記載事項(付表5)
⑮協力医療機関・協力歯科医療機関の名称及び診療科名並びに契約内容		協力医療機関等との契約の内容等が分かるもの
⑯他の障害福祉サービス事業者等との連携支援体制の概要(共同生活援助に限る。)		連携の内容の概要が分かるもの
⑰相談支援専門員の氏名、生年月日、住所及び経歴		経歴書(参考様式3)、資格証等写し、実務経験証明書(参考様式4)、勤務体制一覧表(別紙2)

⑱提携している公共職業安定所その他関係機関の名称(就労移行支援に限る。)	就労移行支援事業所の指定に係る記載事項(付表11)
⑲提供する福祉サービスの種類(重度障害者等包括支援に限る。)	運営規程、提供する障害福祉サービス事業の指定書写し、障害福祉サービス等を提供する事業所に係る変更届
⑳委託により提供している障害福祉サービスの種類、当該事業所の名称及び所在地(重度障害者等包括支援に限る。)	運営規程、提供する障害福祉サービス事業の指定書写し、委託事業所に係る変更届、委託関係を証明する書類

注 登記の変更が提出期限に間に合わない場合は、「変更届」及び「登記簿謄本以外の添付書類」を期限までに提出し、登記簿謄本は変更後速やかに提出すること。

2 給付費等に係る届出書

(1) 加算等に係る届出

ア 提出書類

- ・介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書（第5号様式）
- ・介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表（別紙1）
- ・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（別紙2）
- ・変更内容が分かる添付書類（6ページ「加算等について体制の届出が必要なサービス一覧」を確認してください。）

イ 提出期限（算定の開始時期）

(ア) 報酬が増える届出

届出が毎月15日以前になされた場合には翌月から、16日以降になされた場合には翌々月から算定を開始します。

ただし、「福祉・介護職員処遇改善加算」「福祉・介護職員等特定処遇改善加算」「福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算」の算定を受けようとする事業者は、算定を受けようとする月の前々月の末日までに届出が必要となります。

(イ) 加算の取下げ又は減算

事由発生後、速やかに届け出てください。

ウ その他

「福祉・介護職員処遇改善加算」「福祉・介護職員等特定処遇改善加算」「福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算」については、毎年、翌年度の処遇改善計画書を4月15日までに、前年度の実績報告書を7月末までに提出する必要があります。

(2) 食事の提供及び居住に要する費用に係る徴収額の届出

補足給付を算定する施設において、変更が生じた場合は、その都度届け出る必要があります。

ア 届出対象

障害者支援施設

イ 提出書類

食事の提供及び居住に要する費用に係る徴収額届出書（届出様式1）

ウ 提出期限

変更日から10日以内

(3) 利用日数に係る特例の適用を受ける通所施設等に係る届出

一人の利用者が一月に利用できる日数（支給量）は、原則として各月の日数から8日を控除した日数（原則の日数）を上限とされていますが、日中活動サービスの事業運営上の理由から「原則の日数」を超える支援が必要となる場合は、当該施設が特定する3箇月以上1年以内の期間において、利用日数の合計が「原則の日数」の総和の範囲内であれば、京都市長に届け出ることにより、「原則の日数」を超えてサービスを利用することができるとされています。

ア 届出対象

日中活動サービスを実施している事業所（生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援）

イ 提出書類

- ・利用日数に係る特例の適用を受ける日中活動サービス等に係る届出書（届出様式2）
- ・年間スケジュール表など年間を通じた事業計画が分かる資料（任意様式）

ウ 提出期限

適用を受けようとする開始月の前月の15日

加算等について体制の届出が必要なサービス一覧

区分	サービス種別	必要様式	障害福祉サービス等																							
			居宅介護	重度訪問介護	同行支援	行動援護	療養介護	生活介護	短期入所	重度障害者等包括支援	共同生活援助	施設入所支援	自立訓練（機能訓練）	自立訓練（生活訓練）	宿泊型自立訓練	就労移行支援	就労移行支援（養成施設）	就労継続支援A型	就労継続支援B型	就労定着支援	自立生活援助	計画相談支援	地域移行支援	地域定着支援		
共通	介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書	様式第5号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	介護給付費等の算定に係る体制等一覧表	別紙1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	従事者の勤務体制及び勤務形態一覧表	別紙2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
処遇改善	福祉・介護職員処遇改善加算	別紙事務処理 手順・様式例 のとおり	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	福祉・介護職員等特定処遇改善加算		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
その他の加算 添付書類 V	特定事業所加算	別紙1-1★	○																							
		別紙1-2★		○																						
		別紙1-3★			○																					
		別紙1-4★				○																				
	人員配置体制加算	別紙2-1					○																			
		別紙2-2						○																		
	福祉専門職員配置等加算	別紙3★					○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
	福祉専門職員配置等加算（共生型短期入所）	別紙3-1★								●																
	視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	別紙4								○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
	食事提供体制加算	別紙5								○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○					
	送迎加算	別紙6								○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○					
	栄養士配置加算	別紙7★							○																	
	栄養マネジメント加算										○															
	重度障害者支援加算又は大規模住居減算	別紙8									○															
	夜勤職員加配加算	別紙9									○															
	夜間支援等体制加算（共同生活援助）	別紙10-1									○															
	夜間支援等体制加算（宿泊型自立訓練）	別紙10-2												○												
	地域生活移行個別支援特別加算	別紙11★									○	○		○												
	通勤者生活支援加算	別紙12									○															
	重度障害者支援加算（Ⅰ）（施設入所支援）	別紙13-1										○														
	重度障害者支援加算（Ⅱ）（施設入所支援）	別紙13-2★										○														
	重度障害者支援加算（短期入所）	別紙13-3★									○															
	重度障害者支援加算（共同生活援助）	別紙13-4★										○														
	重度障害者支援加算（Ⅱ）（生活介護）	別紙13-5★									○															
	夜勤職員配置体制加算	別紙14										○														
	夜間看護体制加算	別紙15★										○														
	短期滞在加算及び精神障害者退院支援施設加算	別紙16												○		○										
	看護職員配置加算	別紙17★												○	○											
看護職員配置加算（共同生活援助）	別紙17-1★									○																
常勤看護職員等配置加算	—★									○	○															
地域移行支援体制強化加算及び通勤者生活支援加算	別紙18													○												
就労移行支援に係る基本報酬の算定区分（サービス費Ⅰ）	別紙19														○											
就労定着者の状況（サービス費Ⅰ）	別紙19-1														○											
就労移行支援に係る基本報酬の算定区分（サービス費Ⅱ）	別紙20															○										
就労定着者の状況（サービス費Ⅱ）	別紙20-1															○										
就労支援関係研修修了加算	別紙21★														○	○										
就労移行支援体制加算（生活介護、自立訓練）	別紙22-1									○		○	○													
就労移行支援体制加算（就労継続支援A型）	別紙22-2																○									
就労移行支援体制加算（就労継続支援B型）	別紙22-3																	○								
移行準備支援体制加算	別紙23															○	○									
重度者支援体制加算	別紙24																	○	○							
目標工賃達成指導員配置加算	別紙25																		○							
延長支援加算	別紙26★								○																	
医療連携体制加算（共同生活援助：Ⅶ、短期入所：Ⅷ）	別紙27★									○	○															
体制加算に係る届出（計画相談支援）	別紙28★																						○			

※ 網掛け部分は基本報酬に係る届出

※ ●は共生型サービスに係る加算

※ ★は必要様式に加えて、根拠書類（要件を満たすことが分かるもの、資格証等の写し等）の提出が必要

区分	サービス種別	必要様式	障害福祉サービス等																							
			居宅介護	重度訪問介護	同行援護	行動援護	療養介護	生活介護	短期入所	重度障害者等包括支援	共同生活援助	施設入所支援	自立訓練（機能訓練）	自立訓練（生活訓練）	宿泊型自立訓練	就労移行支援	就労移行支援（養成施設）	就労継続支援A型	就労継続支援B型	就労定着支援	自立生活援助	計画相談支援	地域移行支援	地域定着支援		
その他の加算へ添付書類	就労継続支援B型に係る基本報酬の算定区分	別紙29																	○							
	ピアサポート実施加算	別紙29-1★																	○							
	就労継続支援A型に係る基本報酬の算定区分	別紙30																	○							
	就労継続支援A型に係る基本報酬の算定区分 (就労継続支援A型事業所におけるスコア表(全体))	別紙30-1																	○							
	自己評価等未公表減算	—																	○							
	賃金向上達成指導員配置加算	別紙31★																	○							
	就労定着支援に係る基本報酬の算定区分	別紙32																			○					
	就労継続者の状況	別紙32-1																			○					
	就労継続者の状況(新規指定の場合)	別紙32-2																			○					
	就労定着実績体制加算	別紙33																			○					
	職場適応援助者養成研修修了者配置体制加算	—★																			○					
	精神障害者地域移行特別加算	別紙34★									○				○											
	強度行動障害者地域移行特別加算	別紙35★									○				○											
	社会生活支援特別加算	別紙36★												○	○	○	○	○	○							
	個別計画訓練支援加算	別紙37★													○											
	地域移行支援サービス費の算定区分	別紙38★																						○		
	リハビリテーション加算	—★									○			○												
	サービス管理責任者配置等加算に関する届出書(共生型サービス)	別紙39									●			●	●											
	ピアサポート体制加算	別紙40★																				○	○	○	○	○
	医療的ケア対応支援加算	別紙41★									○															
	強度行動障害者体験利用加算	別紙42★									○															
	居住支援連携体制加算	別紙43★																			○			○	○	
	日中活動支援体制加算(医療型短期入所)	別紙44★									○															
	口腔衛生管理体制加算	別紙45											○													
	機能強化型(継続)サービス利用支援費の算定区分【単独】	別紙46-1★																						○		
	機能強化型(継続)サービス利用支援費の算定区分【協働】	別紙46-2★																						○		
	主任相談支援専門員配置加算	別紙47★																						○		

※ 網掛け部分は基本報酬に係る届出

※ ●は共生型サービスに係る加算

※ ★は必要様式に加えて、根拠書類(要件を満たすことが分かるもの、資格証等の写し等)の提出が必要

3 廃止・休止・再開に係る届出書

(1) 廃止及び休止に関する届出

ア 提出書類

廃止・休止・再開届出書（第3号様式）

※ 当該事業所の利用者が同種のサービスを引き続き利用できるようにするために講じた措置について、詳しく記載してください。

イ 提出期限

廃止又は休止の1箇月前

ウ 事前相談

届出書を提出する前に、事前相談を行ってください。

(2) 再開に関する届出

ア 提出書類

- ・廃止・休止・再開届出書（第3号様式）
- ・従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表（別紙2）

イ 提出期限

再開後10日以内

ウ 事前相談

再開予定日の1箇月前までに、事前相談を行ってください。

4 指定の更新

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定により、指定事業者等は6年ごとに更新を受けなければ指定事業者・施設としての効力を失います。

(1) 提出書類

- ・指定（更新）申請書（第1号様式）
- ・各サービスの指定（更新）に係る記載事項（付表）
※付表の添付書類については、現在届け出ている内容に変更がない場合は不要です。
- ・運営規程
- ・誓約書（参考様式8、8-1、8-2のうち該当するもの）
- ・役員等名簿（参考様式9）
- ・介護給付費等算定に係る体制等（加算）に関する届出書（第5号様式）
- ・介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表（別紙1）
- ・従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表（別紙2）

(2) 提出期限

指定期間満了日の2箇月前

(3) 留意事項

- 指定期間満了日までに申請がないと指定更新は受けられません。
- 同じ事業所番号でも、各事業の指定期間満了ごとに更新申請書の作成が必要です。
- 事業を休止している間に指定期間満了を迎える場合、指定期間の満了をもって指定の効力を失うこととなります。指定更新申請を行う場合は、再開届出書が必要です。
- 指定更新する意思がない場合は、事前に電話で御連絡のうえ、廃止届出書を提出してください。

5 障害福祉サービス等により事故が発生した場合の京都市への報告

1 報告すべき事故の範囲

(1) 事故の種類

ア 利用者の死亡

(ア) サービスの提供により利用者が死亡した場合

(イ) 利用者の死亡原因に疑義がある場合

イ 利用者の怪我等

怪我等とは、サービスの提供により発生した骨折、火傷、創傷、誤嚥、異食、誤与薬等のうち、入院又は医療機関での治療を要するものをいう（ただし、軽微な治療で済むため、管理者が報告の必要を認めないものは除く。）。

ウ 利用者の保有する財物の損壊、滅失

エ 従業員の法令違反により利用者の処遇に影響を及ぼすもの

オ 利用者の感染症又は食中毒

感染症又は食中毒とは、発生を予防し、蔓延の防止を図る必要のある感染症、結核、疥癬、食中毒をいう。

カ その他、管理者が報告を必要と判断したもの

(2) 事故の原因

事業者の過失の有無を問わない。

(3) 事故発生の時間帯

ア サービス提供中の事故

イ 利用者が障害者施設又は事業所内に所在中の事故

ウ 送迎中の事故

エ 通院付添い中の事故

2 報告事項

感染症又は食中毒以外	感染症又は食中毒
(1) 報告年月日	(1) 報告年月日
(2) 事業所の概要	(2) 事業所の概要
ア 法人の名称	ア 法人の名称
イ 事業所番号、事業所の名称、所在地及び電話番号	イ 事業所番号、事業所の名称、所在地及び電話番号
ウ 報告者の職名及び氏名	ウ 報告者の職名及び氏名
エ 事業（施設）の種類	エ 事業（施設）の種類
(3) 利用者の概要	(3) 発生時の状況
ア 氏名、生年月日、連絡先(電話番号)	ア 疾患名
イ 受給者証番号、障害種別、特記事項	イ 報告理由
(4) 事故の概要	ウ 発症者数
ア 事故が発生した日時及び場所	エ 最初に患者が発生した日
イ 事故の種別	オ 主な症状
ウ 事故発生の経緯	カ 医療衛生企画課への報告状況
エ 事故後の対応	(4) 終息の状況
(5) 利用者及び家族への対応等	ア 新たな患者が最後に出現した日
ア 利用者の状況	イ 発症者数（実数）
イ 利用者・家族等に対する連絡・説明	ウ 死亡者の有無、氏名等
ウ 損害賠償等の状況	エ 今後の改善策
(6) 事故の原因及び今後の改善策	オ 医療衛生企画課の報告状況

3 報告先

- (1) 利用者が本市の利用者である場合は、京都市障害保健福祉推進室（児童福祉法によるサービスの場合は京都市子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課）に報告すること。
- (2) 利用者が本市以外の利用者である場合は、当該自治体に対し、当該自治体が定めるところにより報告すること。ただし、指定管理その他本市委託事業における事故の場合は、個人情報を除き本市にも報告すること。
- (3) 感染症又は食中毒が発生した場合は、京都市障害保健福祉推進室（児童福祉法によるサービスの場合は子ども家庭支援課）に報告するとともに、京都市保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課に報告すること。
- (4) (1)～(3)のほか、利用者の家族等に対し、速やかに連絡すること。

4 報告の方法

- (1) 報告は、本取扱要領に定める「事故報告書」によること。感染症又は食中毒が発生した場合は、「事故報告書（感染症又は食中毒）」によること。ただし、既に事業者において必要項目が網羅された様式を作成している場合は、当該様式を使用して差し支えない。
- (2) 事故の発生を知った日から3日以内に報告すること。ただし、一回の報告により完結しないときは、次の要領によるものとする。
 - ア 第一報として、事故の発生を知った日から3日以内に記入可能な項目について、(1)に定めるところにより報告する。
 - イ 第一報で報告できなかった項目について、報告が可能となったときには、第二報として遅滞なく(1)に定めるところにより報告する。
 - ウ 事故処理が長期化する場合は、適宜、途中経過を報告するとともに、事故処理が完了した時点で、最終報告を行う。
- (3) 緊急性の高いものについては、京都市に対し速やかに電話により報告するとともに、その後事故報告書を提出すること。
- (4) 感染症又は食中毒が発生したときは、原則として、発生時及び終息時（医療衛生企画課から終息したと認められた時）の二回、報告を行い、必要に応じて途中経過を報告すること。また、関連法に届出義務が定められている場合は、これに従うこと。

5 京都市の対応

- (1) 報告を受けた所管課は、事故に係る状況を把握するとともに、必要に応じ障害福祉サービス等事業者に対し助言を行う。
- (2) 障害福祉サービス事業者について指定基準違反の疑いがある場合は、京都市障害保健福祉推進室を経由して京都市保健福祉局保健福祉部監査指導課に（児童福祉法によるサービスの場合は子ども家庭支援課から京都市子ども若者はぐくみ局はぐくみ創造推進室に）情報提供し、状況により連携して対応する。

6 実施日

令和3年3月1日以降の事故については、本通知に基づき処理すること。

障害福祉サービス等事業者における事故発生時の報告に係るQ & A

【報告すべき事故の範囲】

Q 1 創傷とは？

A 1 創傷とは、擦過傷、打撲傷、挫傷、裂創、切創、刺創(刺し傷)等をいう。

Q 2 利用者の保有する財物の損壊、滅失とは、どのような事例を想定しているのか。

A 2 ヘルパーが派遣先で家具を壊した場合、訪問途上にひったくりや車上荒しの被害に遭い、サービス受給者証等の入った鞆等を盗まれた場合等を想定している。

Q 3 従業員の法令違反により利用者の処遇に影響を与えるものとは、どのような事例を想定しているのか。

A 3 利用者の預り金の横領や、送迎中における職員の交通ルール違反に起因する交通事故等を想定している。

Q 4 事業者の過失の有無を問わないとは、どのような事例を想定しているのか。

A 4 利用者間の喧嘩、無断外出、送迎中の追突等、第三者や利用者自身に主たる原因があるものも含むという趣旨である。

【感染症又は食中毒について】

Q 5 報告を行う感染症の範囲は？

A 5 原則として、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に定めるもののうち、以下について報告を行う。

- ・ 1類～4類感染症
- ・ 新感染症
- ・ 指定感染症
- ・ 新型インフルエンザ等感染症
- ・ その他集団発生が想定されるもの（感染性胃腸炎、メチシリン耐性黄色ブドウ球菌、上記に含まれないインフルエンザ等。ただし、集団生活を行わない訪問系サービス利用者個人に発生した場合にまで報告を求めるものではない。）

なお、職員が感染症に罹患した場合は、利用者等への感染拡大が危惧される事案について、報告を行うものとする。

Q 6 報告を求める食中毒の範囲は？

A 6 原則として、施設及び通所系サービス事業所において、食事の提供を行った場合とする。配食サービスについても、事業所の責任において利用者に食事の提供を行った場合は、同様とする。

訪問系サービスについては、例えば、居宅介護により食事の準備を行った場合等において、食中毒の発生が介護員に起因する可能性のある場合等に、報告を行うものとする。

Q 7 発症者数が1名であっても、報告するのか。

A 7 1類～4類感染症、新感染症、指定感染症、新型インフルエンザ等感染症が発生した場合は、発症者数が1名であっても報告を行うものとする。

5類感染症又は食中毒が発生した場合は、次の場合に報告を行うものとする。

- ① 死亡者又は重篤な患者が1週間内に2名以上発生した場合
- ② 同一の感染症又は食中毒による患者等が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合
- ③ 通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に管理者等が報告の必要を認めた場合

【その他】

Q 8 事故の報告を行った事業所の名称等は、公表されるのか。

A 8 本市において事業所名等を公表することはないが「京都市公文書の公開に関する条例」に定めるところにより公文書の公開の請求があった場合は、個人のプライバシーに関する情報等、同条例により非公開とされる情報を除き、請求者に対して事故報告書を公開する。

感染症法における分類一覧(令和5年5月8日改正)

※以下網掛け部分の感染症が発生した場合は、原則報告書の提出が必要です。

感染症の分類	定義・疾病名		
一類(7)	感染力、り患した場合の重篤性等に基づく総合的な観点からみた危険性が極めて高い感染症		
	エボラ出血熱	南米出血熱	ラッサ熱
	クリミア・コンゴ出血熱	ペスト	
	痘そう	マールブルグ病	
二類(7)	感染力、り患した場合の重篤性等に基づく総合的な観点からみた危険性が高い感染症		
	急性灰白髄炎	重症呼吸器症候群(SARS) ※1	鳥インフルエンザ(H7N9)
	結核	中東呼吸器症候群(MERS) ※2	
	ジフテリア	鳥インフルエンザ(H5N1)	
三類(5)	感染力やり患した場合の重篤性などに基づく総合的な観点からみた危険性は高くはないものの、特定の職業に就業することにより感染症の集団発生を起こしうる感染症		
	コレラ	腸管出血性大腸菌感染症	パラチフス
	細菌性赤痢	腸チフス	
四類(4)	人から人への伝染はほとんどないが、動物、飲食物などの物件を介して人に感染し、国民の健康に影響を与えるおそれのある感染症		
	E型肝炎	腎症候性出血熱	ブルセラ症
	ウエストナイル熱(ウエストナイル脳炎含む)	西部ウマ脳炎	ベネズエラウマ脳炎
	A型肝炎	ダニ媒介脳炎	ハンドラウイルス感染症
	エキノコックス症	炭疽	発しんチフス
	黄熱	チクングニア熱	ボツリヌス症
	オウム病	つつが虫病	マラリア
	オムスク出血熱	デング熱	野兔病
	回帰熱	東部ウマ脳炎	ライム病
	キャサナル森林病	鳥インフルエンザ(二類の鳥インフルエンザを除く) ※4	リッサウイルス感染症
	Q熱	ニパウイルス感染症	リフトバレー熱
	狂犬病	日本紅斑熱	類鼻疽
	コクシジオイデス症	日本脳炎	レジオネラ症
	サル痘	ハンタウイルス肺炎候群	レプトスピラ症
	ジカウイルス感染症	Bウイルス病	ロッキー山紅斑熱
重症熱性血小板減少症候群 ※3	鼻疽		
五類(4)	国が感染症発生動向調査を行い、その結果に基づき必要な情報を国民や医療関係者などに提供・公開していくことによって、発生・拡大を防止すべき感染症		
	アメーバ赤痢	細菌性髄膜炎 ※7	バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症
	RSウイルス感染症	ジアルジア症	バンコマイシン耐性腸球菌感染症
	咽頭結膜熱	侵襲性インフルエンザ菌感染症	百日咳
	インフルエンザ ※5	侵襲性髄膜炎菌感染症	風しん
	ウイルス性肝炎(E型肝炎及びA型肝炎を除く)	侵襲性肺炎球菌感染症	ペニシリン耐性肺炎球菌感染症
	A群溶血性レンサ球菌咽頭炎	水痘	ヘルパンギーナ
	カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症	水痘(入院例に限る)	マイコプラズマ肺炎
	感染性胃腸炎	性器クラミジア感染症	麻しん
	感染性胃腸炎(ロタウイルスに限る)	性器ヘルペスウイルス感染症	無菌性髄膜炎
	急性出血性結膜炎	尖圭コンジローマ	メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症
	急性弛緩性麻痺(急性灰白髄炎を除く。)	先天性風しん症候群	薬剤耐性アシネトバクター感染症
	急性脳炎 ※6	手足口病	薬剤耐性緑膿菌感染症
	クラミジア肺炎(オウム病を除く)	伝染性紅斑	流行性角結膜炎
	クリプトスポリジウム症	突発性発しん	流行性耳下腺炎
	クロイツフェルト・ヤコブ病	梅毒	淋菌感染症
	劇症型溶血性レンサ球菌感染症	播種性クリプトコックス症	新型コロナウイルス感染症
後天性免疫不全症候群	破傷風		
新型インフルエンザ等感染症	人から人に伝染すると認められるが一般に国民が免疫を獲得しておらず、全国のかつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症		
	再興型インフルエンザ	新型インフルエンザ	
	再興型コロナウイルス感染症		
新感染症	人から人に伝染すると認められ、既知の感染症と症状等が明らかに異なり、その伝染力及びり患した場合の重篤度から危険性が極めて高い感染症		
指定感染症	既知の感染症の中で、一から三類及び新型インフルエンザ等感染症に分類されないが同等の措置が必要となった感染症(延長含め最長2年)		

※1 病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。

※2 病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。

※3 病原体がフレボウイルス属SFTSウイルスであるものに限る。

※4 鳥インフルエンザ(H5N1及びH7N9)を除く。

※5 鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。

※6 ウエストナイル脳炎、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、東部ウマ脳炎、日本脳炎、ベネズエラウマ脳炎及びリフトバレー熱を除く。

※7 インフルエンザ菌、髄膜炎菌、肺炎球菌を原因として同定された場合を除く。

6 各種届出の提出先

(1) 提出先の担当

ア 変更届、給付費等届出書、廃止・休止・再開届、辞退届及び指定更新申請書

(ア) 訪問系サービス

京都市保健福祉局 障害保健福祉推進室 事業者指定担当

(イ) 施設系サービス

京都市保健福祉局 障害保健福祉推進室 事業者指定担当

イ 事故報告書

(ア) 訪問系サービス

京都市保健福祉局 障害保健福祉推進室 在宅福祉第一担当

(イ) 施設系サービス

京都市保健福祉局 障害保健福祉推進室 施設福祉担当

訪問系サービス	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、移動支援など
施設系サービス	療養介護、生活介護、短期入所、障害者支援施設、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）、就労定着支援、自立生活援助、共同生活援助など

(2) 住所・連絡先

京都市保健福祉局 障害保健福祉推進室

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地 京都市役所分庁舎 4 階

電話 (075) 222-4161

ファックス (075) 251-2940

7 各種届出書等の様式

本書に掲載した各種届出書等につきましては、京都市のホームページ「京都市情報館」の「障害福祉サービス等事業者向けの情報」にて最新版の様式を提供しておりますので、そちらからダウンロードして御活用ください。（19ページ以降参照）

8 業務管理体制の整備の届出

平成24年度から、指定障害福祉サービス事業者等は法令遵守等の業務管理体制の整備が義務付けられています。

(1) 対象となる事業

【障害者総合支援法に基づくもの】

- ア 指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設の設置者（第51条の2）
- イ 指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者（第51条の31）

【児童福祉法に基づくもの】

- ウ 指定障害児通所支援事業者（第21条の5の26）
- エ 指定障害児入所施設の設置者（第24条の19の2）
- オ 指定障害児相談支援事業者（第24条の38）

(2) 業務管理体制の整備の内容及び届出事項

業務管理体制の整備の内容は、事業所等の数に応じて定められています。

指定事業所の数（※）	必要な業務管理体制の整備の内容（届出事項）		
	①法令遵守責任者の選任 （法令遵守責任者の 氏名・生年月日）	②法令遵守規程の整備 （規程の概要）	③業務執行の状況の 監査の実施 （監査の方法の概要）
19以下	○	—	—
20～99	○	○	—
100以上	○	○	○

※ 事業所数の数え方

- ・ 障害者総合支援法及び児童福祉法の根拠条文ごとに数えます。
- ・ 事業所番号が同じでもサービス種別が異なる場合は、それぞれを1つと数えます。
例) 同一事業所番号で居宅介護、重度訪問介護、同行援護を実施…3事業所
生活介護と就労継続支援B型を実施する多機能型事業所…2事業所
- ・ 障害者支援施設は施設入所支援と昼間実施サービスを合わせて1つと数えます。
例) 施設入所支援、生活介護、自立訓練を実施する障害者支援施設…1事業所
- ・ 一般相談支援事業所は、地域定着支援、地域移行支援をそれぞれ1つと数えます。
- ・ 同一サービスの従たる事業所や出張所は数えません。
- ・ 地域生活支援事業（移動支援、日中一時支援等）や基準該当事業所は数えません。

(3) 届出先

届出先は、事業所等の所在地によって決まるものであり、事業者の主たる事務所の所在地ではありません。また、平成29年4月1日から、届出先が一部変更されていますので注意してください。

区 分	届 出 先
① 事業所等が2以上の都道府県に所在する事業者	厚生労働省本省 社会・援護局障害保健福祉部企画課監査指導室
② 全ての事業所等が京都市内に所在する事業者	京都市保健福祉局 障害保健福祉推進室 （障害者総合支援法に基づく事業） 京都市子ども若者はぐくみ局 子ども家庭支援課 （児童福祉法に基づく事業）
③ ①及び②以外の事業者	京都府健康福祉部 障害者支援課（障害者総合支援法、児童福祉法に基づく事業）

(4) 届出様式等（京都市に届け出る場合）

届出が必要となる事由及び根拠法令に応じて、以下の様式にて届け出る必要があります。

届出が必要となる事由	届出様式
<p>①業務管理体制の整備に関して届け出る場合（新規）</p> <p>※ 事業所数は、障害者総合支援法及び児童福祉法の根拠条文ごとに数え、根拠条文ごとに体制の整備及び届出が必要です。</p> <p>例) 居宅介護 5、重度訪問介護 5、生活介護 7、障害者支援施設 3、特定相談支援事業 3、児童発達支援 3、放課後等デイサービス 3 箇所を運営する事業者</p> <p>居宅介護 5、重度訪問介護 5、生活介護 7、障害者支援施設 3 ⇒ 20 事業所、第 1 号様式（第 5 1 条の 2）で届出</p> <p>特定相談支援事業 3 ⇒ 3 事業所、第 1 号様式（第 5 1 条の 3 1）で届出</p> <p>児童発達支援 3、放課後等デイサービス 3 ⇒ 6 事業所、第 2 号様式（第 2 1 条の 5 の 2 6）で届出</p>	/
<p>○指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設（第 5 1 条の 2） ○指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者（第 5 1 条の 3 1）</p>	第 1 号様式
<p>○指定障害児通所支援事業者（第 2 1 条の 5 の 2 6） ○指定障害児入所施設の設置者（第 2 4 条の 1 9 の 2） ○指定障害児相談支援事業者（第 2 4 条の 3 8）</p>	第 2 号様式
<p>②事業所等の指定等により事業展開地域が変更し届出先区分の変更が生じた場合</p> <p>※ 変更前の行政機関及び変更後の行政機関の両方に届け出る必要があります。</p> <p>例) 京都市内のみで事業を実施していた事業者が、新たに宇治市において事業を開始した場合</p> <p>届出先：京都市 → 京都府 に変更</p>	/
<p>○指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設（第 5 1 条の 2） ○指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者（第 5 1 条の 3 1）</p>	第 1 号様式
<p>○指定障害児通所支援事業者（第 2 1 条の 5 の 2 6） ○指定障害児入所施設の設置者（第 2 4 条の 1 9 の 2） ○指定障害児相談支援事業者（第 2 4 条の 3 8）</p>	第 2 号様式
<p>③届出事項に変更があった場合</p> <p>※ 以下の場合は届け出る必要はありません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所等の数に変更が生じて、整備する業務管理体制が変更されない場合 ・法令遵守規程の字句の修正など業務管理体制に影響を及ぼさない軽微な変更の場合 	/
<p>○指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設（第 5 1 条の 2） ○指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者（第 5 1 条の 3 1）</p>	第 3 号様式
<p>○指定障害児通所支援事業者（第 2 1 条の 5 の 2 6） ○指定障害児入所施設の設置者（第 2 4 条の 1 9 の 2） ○指定障害児相談支援事業者（第 2 4 条の 3 8）</p>	第 4 号様式

9 指定障害福祉サービス事業者等の指定基準等を定める条例

本市における障害福祉サービス事業等に係る基準条例の概要については、以下のとおりとなります。

(1) 基準条例の名称

- 京都市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例

(2) 概要

次の独自基準以外については、厚生労働省令と同じ基準となります。

ア 市独自の基準

(ア) 暴力団の排除【対象：すべての事業所・施設】

- ・申請者にかかる要件は、法人であり、暴力団員等でないこと。
- ・管理者及び施設長は暴力団員であってはならない。
- ・事業及び施設の運営について、暴力団員等の支配を受けてはならない。

(イ) 短期入所の食費の受領【対象：指定障害福祉サービスのみ】

利用者にとってより明確で分かりやすいサービスとなるよう、原則として、1食単位で食費を受領すること。

(ロ) 障害者支援施設の規模【対象：障害者支援施設のみ】

日中活動サービスとして生活介護以外の事業を実施する障害者支援施設については、施設入所支援の定員を通所事業と同じ「20人以上」に引き下げる。

(ハ) 職員研修【対象：地域活動支援センター及び福祉ホームのみ】

職員の資質の向上に向けた研修の機会を確保すること。

※ 地域活動支援センター及び福祉ホーム以外の事業所・施設については、厚生労働省令に同様の規定あり。

(ニ) 建築物の耐震性【対象：入所又は通所サービス】

入所又は通所サービスを実施する事業者は、耐震性を有する建築物で事業を実施しなければならない。

- 障害福祉サービス事業のうち療養介護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び共同生活援助
- 障害者支援施設
- 地域活動支援センター
- 福祉ホーム

<「耐震性を有する」とは？>

- ① 昭和56年6月1日以降に新築の工事に着手して（建築確認を行って）いること。
- ② 昭和56年5月31日以前に新築の工事に着手した（建築確認を行った）ものにおいて、耐震診断報告書において耐震性を有することを確認していること、又は耐震改修工事等により耐震性を有していることを確認していること。

<経過措置>

平成27年7月1日の前日において本市の区域内に存する事業所等については、この規定を適用しません。ただし、同一建物内で使用場所を増やす場合や、事業所を移転する場合は、条例の適用対象となります。

なお、既存の事業所等については、耐震診断を行い、必要に応じ、耐震改修を行うことが、努力義務として定められています。

イ 市独自基準以外の基準

以下の厚生労働省令のとおりとなります。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準	平成18年9月29日 厚生労働省令第171号
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準	平成18年9月29日 厚生労働省令第172号
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準	平成18年9月29日 厚生労働省令第174号
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準	平成18年9月29日 厚生労働省令第175号
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準	平成18年9月29日 厚生労働省令第176号
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準	平成18年9月29日 厚生労働省令第177号
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準	平成24年3月13日 厚生労働省令第27号
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準	平成24年3月13日 厚生労働省令第28号

障害福祉サービス事業者等向け情報のホームページについて

本市では、障害福祉サービス事業者等の皆様への周知をホームページにより行っています。是非知っていただきたい情報や届出の注意事項（届出が必要なものの案内等）を掲載していますので、事業者の皆様におかれましては、定期的に、内容を御確認いただきますようお願いいたします。

なお、変更届、加算届等につきましては、様式及び添付書類を変更している場合がありますので、最新の情報を確認のうえ、御提出いただきますようお願いいたします。

検索方法

以下に変更届及び加算届関係のホームページの検索方法をお知らせしますので、ご活用いただきますようお願いいたします。

- ①「京都市情報館」を検索エンジン（グーグル、ヤフー等）で検索してください。



② 京都市情報館のトップページの「健康・福祉・教育」をクリックしてください。

京都市情報館
Kyoto City Official Website

市役所へのアクセス 組織一覧

サイト内検索

暮らしの情報 観光・文化・産業 **健康・福祉・教育** まちづくり 市政情報

感染しない,させないために
～引き続き,基本的な感染防止対策の徹底を～

ここをクリック

京都市新型コロナワクチン各種ポータルサイト

ワクチンについての情報を随時更新! 予約や接種の申し込みはこちらから! 詳しくはこちらをクリック

電話: 050-3310-0300
0570-040808
(通話定額プラン等で料金が発生します)

午前8時30分～午後5時30分
(土曜・日曜・祝日も)
※おかけ間違いのないようご注意ください

コールセンター FAX: 075-950-0809

③ 「障害者福祉→障害者福祉の一覧を表示」をクリックしてください。

高齢者福祉 介護保険 **障害者福祉**

- ・ 広報資料・お知らせ
- ・ 高齢者福祉施設整備状況一覧表
- ・ サービスガイド
- ・ 京都市民長寿すこやかプラン
- ・ 高齢者等に関する調査

▽高齢者福祉の一覧を表示

- ・ 広報資料・お知らせ
- ・ 介護保険最新情報(厚生労働省からの通知)
- ・ 介護保険制度(制度概要・保険料・サービスの内容・サービスの利用)
- ・ 事業者・事業所情報
- ・ 介護サービス事業者向けの情報

▽介護保険の一覧を表示

- ・ 広報資料・お知らせ
- ・ 障害福祉サービス等職員の優先接種について
- ・ はぐみ支え合うまち・京都ほほえみプラン
- ・ 障害保健福祉のしおり
- ・ 障害者総合支援法のしおり

▽障害者福祉の一覧を表示

ここをクリック

地域福祉 社会福祉 子ども子育て支援 比対策

- ・ 広報資料・お知らせ
- ・ 孤独・孤立対策の取組
- ・ 各種援護・生活保護
- ・ 地域福祉の推進
- ・ 不良な生活環境(ごみ屋敷)を解消するための取組

▽地域福祉の一覧を表示

- ・ 広報資料・お知らせ
- ・ 社会福祉審議会
- ・ みやこユニバーサルデザイン
- ・ 社会福祉法人
- ・ 社会福祉法人・社会福祉施設等への指導監査

- ・ 広報資料・お知らせ
- ・ 児童手当, 進学・修学支援
- ・ 子育て世帯への給付金
- ・ 子どもと母親の
- ・ 京(みやこ)あんしんこども館

▽子ども子育て支援・少子化対策の一覧を表示

- ・ 広報資料・お知らせ
- ・ 高校給付

④ 「障害福祉サービス等事業者向けの情報」をクリックしてください。

高齢者福祉	介護保険	障害者福祉
<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報資料・お知らせ ・ 高齢者福祉施設整備状況一覧表 ・ サービスガイド ・ 京都市民長寿すこやかプラン ・ 高齢者等に関する調査 <p>▼ 高齢者福祉の一覧を表示</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報資料・お知らせ ・ 介護保険最新情報（厚生労働省からの通知） ・ 介護保険制度（制度概要・保険料・サービスの内容・サービスの利用） ・ 事業者・事業所情報 ・ 介護サービス事業者向けの情報 <p>▼ 介護保険の一覧を表示</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報資料・お知らせ ・ 障害福祉サービス等職員の優先接種について ・ はぐくみ支え合うまち・京都ほほえみプラン ・ 障害保健福祉のしおり ・ 障害者総合支援法のしおり ・ 障害を理由とする差別の解消の推進 ・ 京都市手話言語条例 ・ 自殺対策 ・ 障害者虐待防止対策 ・ 申請書ダウンロード ・ 事業者・事業所情報 ・ 障害福祉サービス等事業者向けの情報 ・ 移動支援事業従業者（ガイドヘルパー）養成研修 ・ 障害者就労支援 ・ 障害者スポーツ ・ 発達障害者支援 ・ 障害者団体

ここをクリック →

⑤ 「障害福祉サービス等事業者向けの情報」のページです。

京都市情報館 Kyoto City Official Website

市役所へのアクセス 組織一覧

サイト内検索

トップページ 暮らしの情報 観光・文化・産業 健康・福祉・教育 まちづくり 市政情報

現在位置：トップページ ▶ 健康・福祉・教育 ▶ 障害者福祉 ▶ 障害福祉サービス等事業者向けの情報

障害福祉サービス等事業者向けの情報

- ▶ **お知らせ** …… ア
- ▶ 新型コロナウイルス感染症関連情報
- ▶ **障害福祉サービス・地域生活支援事業者の指定等に関する届出**
指定、指定更新、指定内容変更、加算等 …… イ
- ▶ 介護給付費の請求・利用契約関係
- ▶ **通知・様式・マニュアル等** …… ウ
- ▶ 事故報告書
- ▶ 障害保健福祉推進室への新型コロナウイルス感染症に関する連絡方法について
- ▶ **障害福祉サービス事業者に対する指導監査等** …… エ
- ▶ 障害児サービス事業者に対する指導監査等

事故報告書はこちらから

障害者福祉

- ・ 広報資料・お知らせ
- ・ 障害福祉サービス等職員の優先接種について
- ・ はぐくみ支え合うまち・京都ほほえみプラン
- ・ 障害保健福祉のしおり
- ・ 障害者総合支援法のしおり
- ・ 障害を理由とする差別の解消の推進
- ・ 京都市手話言語条例
- ・ 自殺対策
- ・ 障害者虐待防止対策
- ・ 申請書ダウンロード
- ・ 事業者・事業所情報
- ▶ 障害福祉サービス等事業者向けの情報

ア 「お知らせ」のページです。

京都市情報館
Kyoto City Official Website

市役所へのアクセス 組織一覧

サイト内検索

トップページ

現在位置: トップページ

お知らせ

新着情報はこちらにアップされますので、このページをブックマーク登録し、定期的に確認してください。

- ・京都市就労継続支援B型等工賃補償補助の支払実績報告について (2022年4月28日)
- ・執務室の移転について (令和4年5月6日) (2022年4月27日)
- ・令和4年度 京都府サービス管理責任者等基礎研修の開催について (2022年4月15日)
- ・令和4年度 京都府相談支援従事者現任研修の開催について (2022年4月15日)
- ・令和4年度 京都府相談支援従事者初任者研修 (8日・3日・演習コース)の開催について (2022年4月15日)
- ・令和4年度 福祉・介護職員処遇改善加算/福祉・介護職員等特定処遇改善加算の提出書類について (障害福祉サービス及び障害児通所支援事業等) (2022年3月31日)

※【R4.3.31更新内容】体制等状況一覧表【別紙1】、(別紙様式2-1,2-2,2-3) 処遇改善計画書を差し替えました。

サービス等事業者向けの情報

- お知らせ
- 新型コロナウイルス感染症関連情報
- 障害福祉サービス・地域生活支援事業者の指定等に関する届出
- 介護給付費の請求・利用契約関係
- 通知・様式・マニュアル等
- 事故報告書
- 障害保健福祉推進室への新型コロナウイルス感染症に関する

イ 「障害福祉サービス・地域生活支援事業者の指定等に関する届出」のページです。

京都市情報館
Kyoto City Official Website

サイト内検索

トップページ

現在位置: トップページ

障害福祉サービス・地域生活支援事業者の指定等に関する届出

障害福祉サービス・地域生活支援事業者の指定等に関する届出

障害福祉サービス・地域生活支援事業者の指定等に関する届出

指定, 指定更新, 指定内容変更, 加算等

- ・【令和4年度】給付費等に係る届出 (加算等の届出, 利用日数の特例の届出等) について (2022年3月31日)
介護給付費等の算定に係る書類等についてご案内します。
- ・地域生活支援事業 (移動支援, 日中一時支援, 地域活動支援センター及び訪問入浴サービス) に係る申請書及び届出書について (2022年3月18日)
地域生活支援事業 (移動支援, 日中一時支援, 地域活動支援センター及び訪問入浴サービス) の指定申請書・変更届等の様式を掲載しています。
- ・障害福祉サービス事業等の指定審査手続について (2022年2月22日)
障害福祉サービス事業等の指定申請をされる事業者の方は, こちらのページをご覧ください。申請手続きに進む前に, まず事前相談が必要です。
- ・指定特定相談・指定一般相談支援事業の指定に係る事前相談票及び申請書様式について (2022年2月22日)
特定・一般相談支援事業の事前相談票や申請書様式を掲載しています。

障害福祉サービス等事業者向けの情報

- お知らせ
- 新型コロナウイルス感染症関連情報
- 障害福祉サービス・地域生活支援事業者の指定等に関する届出
- 介護給付費の請求・利用契約関係
- 通知・様式・マニュアル等
- 事故報告書
- 障害保健福祉推進室への新型コロナウイルス感染症に関する

ウ 「通知・様式・マニュアル等」のページです。

京都市情報館 Kyoto City Official

市役所へのアクセス 組織一覧

サイト内検索

トップページ

現在位置: トップページ

通知・様式・マニュアル等

障害福祉サービス等事業者向けの情報

・お知らせ

・新型コロナウイルス感染症関連情報

・障害福祉サービス・地域生活支援事業者の指定等に関する届出

・介護給付費の請求・利用契約関係

▶通知・様式・マニュアル等

・事故報告書

・障害保健福祉推進室への新型コロナウイルス感染症に関する連絡方法について

京都市からの事務連絡や、事故報告書、各種マニュアル・様式などは、このページからダウンロードしてください。

- ・ [様式・マニュアル](#) (2022年2月2日)
京都市が作成しているマニュアルや様式を掲載しています。
- ・ [京都市障害福祉サービス事業者に対する喀痰吸引等研修受講支援事業について](#) (2021年4月13日)
- ・ [京都市からの通知](#) (2021年4月9日)
京都市から発出した事務連絡等の通知を掲載しています。
- ・ [日中サービス支援型共同生活援助における「地方公共団体が設置する協議会等への報告・評価について」](#) (2018年12月14日)
- ・ [就労継続支援A型事業の利用に係る支給決定の取扱いについて](#) (2016年3月28日)
- ・ [平成27年度以降の就労継続支援B型事業の利用に係るアセスメントの取扱いについて](#) (2015年4月28日)

エ 「障害福祉サービス事業者に対する指導監査等」のページです。

京都市情報館 Kyoto City Official

市役所へのアクセス 組織一覧

サイト内検索

トップページ

現在位置: トップページ

障害福祉サービス事業者に対する指導監査等

障害福祉サービス等事業者向けの情報

・お知らせ

・新型コロナウイルス感染症関連情報

・障害福祉サービス・地域生活支援事業者の指定等に関する届出

・介護給付費の請求・利用契約関係

・通知・様式・マニュアル等

京都市における指導監査のページです。主に自主点検表や集団指導に係る項目を取り上げています。

- ・ [令和4年度障害福祉サービス事業者 自主点検表](#) (2022年5月10日)
- ・ [就労支援事業における会計処理等について](#) (2022年4月15日)
- ・ [令和3年度障害福祉サービス事業者 自主点検表](#) (2022年1月13日)
- ・ [令和3年度障害福祉サービス事業者等集回指導について](#) (2021年5月28日)
- ・ [令和2年度障害福祉サービス事業者等集回指導について](#) (2020年6月17日)
- ・ [障害児サービス事業者等の指定の取消しについて](#) (2015年9月9日)